

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年八月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 皆野両神荒川線

三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 新 別
秩父郡皆野町大字大湊字関口十四 番一地从先から同郡同町大字大湊字 関口一七番地先まで		区 間
十二・九〇ゝ 十八・四〇	七・五〇ゝ 十八・四〇	敷地の幅員 (メートル)
五三・五〇		延 長 (メートル)
道路改築工事		備 考